

ようこそ 金沢医科大学へ

外国人留学生・研究員のために

金沢医科大学 国際交流センター

このガイドラインでは、金沢医科大学で快適な日々を過ごしていただけるよう、外国人留学生・研究員およびその家族の方々に係る各種制度や手続きを説明します。どんなことでもどうぞ遠慮なく相談してください。連絡は、電話、FAX、E-mail いずれでもかまいません。

金沢医科大学 国際交流センター

920-0293 石川県河北郡内灘町大学 1-1

電話 : 076-286-2211 (代) 内線 2611~2614

FAX : 076-286-8110

E-mail : kouryu-c@kanazawa-med.ac.jp

夜間・休日の緊急連絡先

防災センター内線 2218 に電話をかけ、「国際交流センターに連絡してほしい」と伝えて下さい。

内 容

奨学金

1. 学内外の奨学金制度一覧(短期研究員・大学院生)

在留資格に関する手続

1. 来日前の手続(在留資格認定証明書および査証の取得)
 - 1) 教員が行う手続
 - 2) 外国人留学生・研究員が行う手続
2. 来日後の手続
 - 1) 在留期間の更新
 - 2) 在留資格の変更
 - 3) 資格外活動許可の申請
 - 4) 再入国許可
 - 5) 氏名、生年月日、性別、国籍・地域に関する届出
 - 6) 活動機関に関する届出
 - 7) 家族の呼び寄せ

外国医師等臨床修練医の申請

市町村・銀行の手続

1. 住居地の届出(転居届・転出届・住所変更)
2. 国民健康保険制度
 - 1) 加入手続
 - 2) 脱退手続
3. 国民年金制度
4. 銀行口座の開設

留学生宿舎と駐車場の利用

1. 単身用留学生宿舎
2. 家族用留学生宿舎
3. 自動車の運転・構内駐車場の利用

外国人研究員・大学院生の受入について

外国人研究員(短期研究員・短期研修員)・大学院生の受入や延長を行う場合、国際交流センターにお問い合わせ下さい。外国人研究員は、国際交流委員会を経て受入が許可されます。大学院に入学するには、来日後に入学試験を受験し、合格する必要があります。入国前の正規課程への入学は出来ません。

奨学金

姉妹校からの大学院生やプロジェクト研究員に対しては、金沢医科大学独自の奨学金制度があります。姉妹校以外からの外国人留学生(大学院正規課程在籍予定または在籍中)・研究員に対しては、大学及び学外公的機関および民間団体等の奨学金募集案内を行っています。募集内容が変更される場合もありますので事前にお問い合わせ下さい。

1. 学内外の奨学金制度一覧(短期研究員・大学院生)

対象	機関・団体	名称	募集時期	月額 (H28年度)
短期研究員	金沢医科大学	姉妹校プロジェクト研究員	7月	150,000円
		外国人短期研究員	7月	150,000円
大学院 入学予定者		姉妹校大学院生	9月	100,000円
	文部科学省	国費外国人留学生(大学推薦)	11月	143,000円
大学院 在籍者	日本学生支援機構	私費外国人留学生学習奨励費	4月	48,000円
	石川県	私費外国人留学生奨学金	4月	20,000円
	ロータリー米山 記念奨学会	ロータリー米山記念奨学金	8月	140,000円
	平和中島財団	外国人留学生奨学生	9月	100,000円

在留資格に関する手続

1. 来日前の手続（在留資格認定証明書および査証の取得）

日本に入国する外国人は、滞在理由・期間に合った在留資格の査証（ビザ）を自国の日本大使館で取得する必要があります。大学院生は「留学」、外国人研究員は「文化活動」の在留資格が必要です。査証を入手するためには、まず日本において「在留資格認定証明書」を入国管理局に申請して取得しなければなりません。

大学等との雇用契約に基づき収入を伴う活動を行う場合、手続方法、在留資格の種類が異なります。最初に受入を担当する課にご相談ください。

1) 教員が行う手続

在留資格は、受入時の身分によって異なります。新規の留学生および研究員の場合、受入教室の教員は、まずは国際交流センターにご相談ください。学内委員会等を経て、本学で受入が許可された段階で、入国管理事務所で在留資格認定証明書の申請を行うことができます。申請後、在留資格認定証明書が発給されるまで約1~3ヶ月かかります。発給された在留資格認定証明書は、留学生本人に速やかに送付してください。

2) 外国人留学生・研究員が行う手続

大学での受入が許可された後、日本で申請・発行された在留資格認定証明書が本学より送付されます。母国の日本大使館・総領事館で査証の申請を行ってください。

	~3ヶ月前		~2ヶ月前		~1ヶ月前	~2週間前		来日
本人	書類準備教員に送付				証明書※受取	査証申請	査証入手	
教員	申請方法を連絡	書類受取大学に提出		在留資格認定証明書申請	証明書※受取本人に送付			
大学			審査承認					
入国管理局				審査	証明書※発行送付			
	大学への受入申請			入国管理局への在留資格認定証明書申請		日本国大使館への査証申請		

表の期間はあくまでも目安です。状況により時間がかかることがありますので、できるだけ早めに手続きを行ってください。 ※は在留資格認定証明書を指す。

2. 来日後の手続

1) 在留期間の更新

在留期間が失効する3ヶ月前から、申請手続を行うことが可能です。詳しくは国際交流センターにお問い合わせください。

【在留資格「文化活動」（短期研究員等）】

在留期間更新許可申請書（法務省所定様式）／研究許可書／研究計画書／延長の理由書／誓約書／生活費に関する保証書／パスポート／在留カード／申請人の銀行預金通帳／手数料4,000円（収入印紙）／写真1枚（4cm×3cm、最近3カ月以内に撮影）

【在留資格「留学」（大学院生等）】

在留期間更新許可申請書（法務省所定様式）／在学証明書／成績証明書／生活費に関する証明書／パスポート／在留カード／申請人の銀行預金通帳／手数料4,000円（収入印紙）／写真1枚（4cm×3cm、最近3カ月以内に撮影）

【在留資格「教授」（大学等と雇用契約のある教職員や研究員）】

在留期間更新許可申請書（法務省所定様式）／パスポート／在留カード／手数料4,000円（収入印紙）／写真1枚（4cm×3cm、最近3カ月以内に撮影）※非常勤職員の場合、住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書が必要

※その他、入国管理局の判断により、他の証明書等の提出を求められる場合があります。

2) 在留資格の変更

本学における身分が変更になった際は、在留資格を変更しなければならない場合があります。詳しくは国際交流センターにご相談ください。

【在留資格「文化活動」から「留学」へ（短期研究員が大学院に入学する場合）】

在留期間変更許可申請書（法務省所定様式）／研究修了見込証明書／入学許可通知書（写し可、原本証明必要）／在留資格変更理由書／生活費に関する保証書／学術上の業績に関する資料／パスポート／在留カード／申請人の銀行預金通帳／手数料4,000円（収入印紙）／写真1枚（4cm×3cm、最近3カ月以内に撮影）

【在留資格「留学」から「文化活動」へ（大学院修了後、短期研究員として滞在する場合）】

在留期間変更許可申請書（法務省所定様式）／在学証明書／受入証明書／大学院修了見込証明書／在留資格変更理由書／研究計画書／生活費に関する保証書／誓約書／学術上の業績に関する資料／短期研究員申請書（写し）／パスポート／在留カード／申請人の銀行預金通帳／手数料4,000円（収入印紙）／写真1枚（4cm×3cm、最近3カ月以内に撮影）

【在留資格「文化活動」「留学」から「教授」へ（大学に雇用される場合）】

在留期間変更許可申請書（法務省所定様式）／パスポート／在留カード／手数料4,000円（収入印紙）／写真1枚（4cm×3cm、最近3カ月以内に撮影）※非常勤職員の場合、活動の内容、期間、地位及び報酬を証明する文書が必要

※その他、入国管理局の判断により、他の証明書等の提出を求められる場合があります。

3) 資格外活動許可の申請

在留資格「留学」を持つ留学生は、資格外活動許可を得ることで、週28時間以内でのアルバイトが可能となります。無許可で就労した場合は、罰せられることがあります。ただし、大学との契約に基づいて報酬を受けて行う教育・研究補助活動（リサーチアシスタント）については、資格外活動許可が不要です。その他の活動（英語・中国語講師等）を行う場合、国際交流センターに相談してください。

4) 再入国許可

在留資格を持つ外国人が、出国後1年以内に日本での活動を継続するために再入国する場合、原則として「再入国許可」の取得が不要となりました（みなし再入国許可）。在留期限が出国後1年以内である場合、在留期限までに再入国するか、出国前にあらかじめ更新手続きを行うようにしてください。

5) 氏名、生年月日、性別、国籍・地域に関する届出

氏名、生年月日、性別、国籍・地域について変更があった場合（結婚により、姓や国籍・地域が変わる場合など）は、旅券、写真、在留カードを持って、変更から14日以内に入国管理局で手続きをしてください。原則として、届出・申請後、新しい在留カードが交付されます。住所の変更は、住居地のある市町村に届け出てください。

6) 活動機関に関する届出

在留資格「留学」や「教授」を持つ留学生や研究員が、本学を離脱（卒業や退学・退職）したり、他機関へ異動する場合、14日以内に地方入国管理官署への出頭又は東京入国管理局への郵送により届出が必要となります。届出方法については、国際交流センターに相談してください。

7) 家族の呼び寄せ

日本に家族を呼び寄せて、長期にわたり同居する場合、在留資格「家族滞在」を取得する必要があります。まずは国際交流センターに相談してください。

また、90日以内の滞在であれば、「短期滞在」ビザを申請する事が出来ます。短期滞在ビザの申請方法については、外務省ウェブサイトを確認してください。

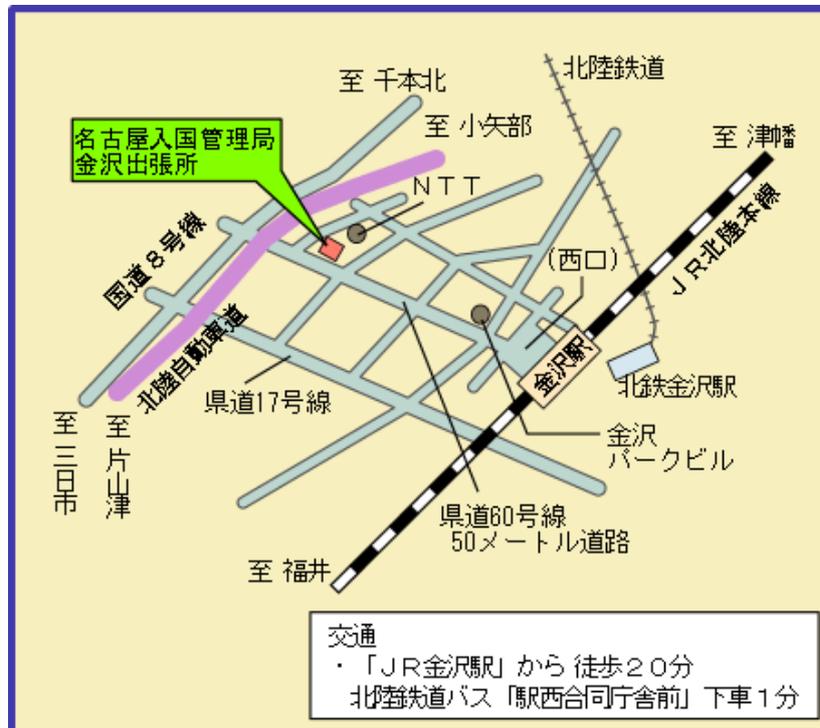
入国管理局	http://www.immi-moj.go.jp/index.html
外務省	http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html

名古屋入国管理局金沢出張所

〒920-0024 石川県金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎

電話 076-222-2450 FAX 076-233-8387

受付時間 9:00~12:00、13:00~16:00 (土・日曜日、休日を除く)



外国医師等臨床修練医の申請

日本の医師免許を持たない外国医師等が、日本国内において医療活動を行うことは禁止されています。ただし、厚生労働省が認定した外国医師臨床修練指導医の指導の下であれば、医療活動を行うことが出来ます。これには、指導を受ける外国医師も臨床修練医としての厚生労働省の認定が必要です。病院職員課にお問い合わせ下さい。

市町村・銀行の手続

1. 住居地の届出(転居届・転出届・住所変更)

日本に90日間以上滞在する外国人は、市町村に住居地を届け出る必要があります。手続きには、パスポートと在留カードが必要です。

住所に変更があった場合、変更後14日以内に移転先と移転前の各市区町村の窓口へ届け出てください。届出には在留カードが必要です。届出後、必ず国際交流センターに在留カードのコピーを提出してください。

また、帰国の際は、国外転出の届出が必要です。帰国の14日前から届出が可能です。

2. 国民健康保険制度

1) 加入手続

日本に3ヶ月以上在留する外国人研究員・大学院生は、国民健康保険制度に加入してください(在留資格「短期滞在」の場合は加入できません)。市町村窓口で転入の届出を行う際、加入手続し、加入者証のコピーを国際交流センターへ提出して下さい。本学と雇用関係にある場合、健康保険の種類、手続きが異なりますので、受入を担当する課にご相談ください。

2) 脱退手続

加入者は、帰国の14日前から、市町村窓口で脱退手続を行うことができます。帰国日程が決まったら、国外転出の届出と同時に行ってください。国民健康保険証、印鑑、航空券等の出国日程を証明する書類を窓口へ持参してください。

3. 国民年金制度

国民年金は、国籍に関係なく、日本に住所がある20歳以上60歳未満の全ての人加入しなければなりません。加入方法や内容は、身分により以下のとおり異なります。

a. 給与所得が無い短期研究員等

市町村窓口で住民登録を行う際に加入してください。国民年金保険料の免除申請が可能です。加入手続の際、同時に申請してください。

b. 大学院生

市町村窓口で住民登録を行う際に加入してください。「学生納付特例制度」を申請することで納付が猶予されます。申請は、毎年度行う必要がありますので、年度末(3月)に、市町村窓口にて申請してください。

c. 大学等との雇用契約に基づき収入を伴う活動を行う場合

加入方法、内容が異なります。受入を担当する課にご相談してください。

4. 銀行口座の開設

本学もしくは所属部門から奨学金を受け取る場合、銀行口座(福井銀行金沢医科大学病院支店)を開設する必要があります。開設手続は、住民登録後に行うことができます。在留カードと印鑑

を持参し、銀行で口座開設の手続きを行ってください。印鑑が無い場合は、大学売店で作ることができます。学外奨学金の受給者は、その他の指定された銀行やゆうちょ銀行口座の開設が必要となる場合があります。

留学生宿舍と駐車場の利用

外国人研究員・大学院生は、留学生用宿舍を利用することができます。留学生用宿舍の利用者には、下記の備品が貸与されます。利用を希望する場合、来日前に国際交流センターに申し出て下さい。

1. 単身用留学生宿舍

部屋数	合計 24 室（個室、男性 12、女性 12）
宿舍費	月額 9,395 円（宿舍使用料：9,045 円 備品使用料：350 円） 個室内電気代、電話代、駐車場代は個人負担（家賃請求書に含む） インターネット接続は無料
個室設備	洗面所/エアコン/クローゼット/電話/インターネット
共用設備	キッチン/シャワー室/ラウンジ/冷蔵庫室/洗濯室/乾燥室/洗面所/トイレ
貸与備品（個人）	ベッド/勉強机/勉強机用イス/蛍光灯スタンド/テレビ/掛敷布団/シーツ/枕/毛布/ ごみ箱/靴棚/カーテン/炊飯器/保温ポット/冷蔵庫（冷蔵庫室）/食器棚（調理室）
共用備品	電子レンジ/洗濯機/掃除機

2. 家族用留学生宿舍

部屋数	4 室（アパートタイプ）
宿舍費	月額 18,590 円（宿舍使用料：18,090 円、備品使用料 500 円） 給下水料、電話料、駐車場代は別（家賃請求書に含む） 電気代、ガス代は業者に直接支払う（電気：北陸電力、ガス：伊丹産業）
設備	リビング/ダイニング/キッチン/寝室/洗面所/浴室/トイレ/電話/下駄箱
貸与備品※貸与数は 1 名分のみ	ベッド/勉強机/勉強机用イス/蛍光灯スタンド/テレビ/テレビ台/掛敷布団/シーツ/ 枕/毛布/ごみ箱/カーテン/ガスコンロ/保温ポット/炊飯器/冷蔵庫/食器棚/洗濯機/ 食卓テーブル・イス/電気コタツ/ガスストーブ/扇風機/ほうき/ちりとり

3. 自転車の運転・構内駐車場の利用

交通法規は国によって異なりますので、運転歴が長い場合でも、必ず日本の道路交通法を理解してください。自動車の購入や運転を検討している場合、必ず購入前に国際交流センターに相談し、日本で有効な免許証および任意保険証のコピーを提出してください。

自動車の所有者は、警察に保管場所を登録する必要があります。構内における駐車場に空きが無い場合もありますので、自動車の購入前に、構内駐車場の空きスペースの有無を確認してください。構内で駐車場を確保できない場合、本学は責任を負いません。構内駐車場の利用希望者は、国際交流センターもしくは労務厚生課に申請書を提出してください。

構内駐車場を利用する場合、本学の駐車場管理規定に従って、自己管理を行ってください。構内で発生した車両の損傷や盗難などによる損害については、本学は一切責任を負いませんので、損害賠償金額が自己負担にならないよう、相応の任意保険への加入してください。